

日・EU戦略的パートナーシップ協定(SPA)



톮

- ▶本年7月、日本とEUは、日EU関係をあらゆる面で強化するため、幅広い分野における日EU 間の協力を包括的に対象とする協定(SPA)及び経済連携協定(EPA)に署名。
- ▶ EUは、第三国との関係強化において、政治分野のSPAと経済分野のEPA/FTAを並行して 交渉し、その締結を目指してきている(SPAについては、EUに加えEU構成国も締結主体。)。

主な内容

- ▶40分野における対話、協力等の促進等【第2条から第41条まで】
 - 【例】平和及び安全の促進、大量破壊兵器の不拡散及び軍縮、通常兵器の移転管理、テロ対策、 国連改革、科学技術、宇宙、環境、海洋、サイバー、人的・文化交流等

※具体的な協力は、今後日EU間で調整。

- ▶ 合同委員会の設置【第42条】
- ▶ 効力発生及び効力発生までの間の適用【第47条】

(注:効力発生のためにはEUに加え全EU構成国による締結が必要だが、それまでの間、EUの権限の範囲内で暫定 的に適用する。EU側の事情により設けられた規定であり、日本もEUが実施する範囲内で実施することとなる。)

協定締結の意義・早期締結の必要性

▶本協定の締結により、日本とEU及びEU構成国の間で幅広い分野における協力を促進し、 将来にわたる戦略的パートナーシップを強化するための法的基礎が設けられることとなる。



<EU概要>

- 構成国 28か国(ベルギー, ブルガ リア、チェコ、デンマーク、ドイツ、 エストニア、アイルランド、ギリシャ、 スペイン、フランス、クロアチア、イ タリア、キプロス、ラトビア、リトアニ ア、ルクセンブルク、ハンガリー、マ ルタ、オランダ、オーストリア、ポー ランド、ポルトガル、ルーマニア、ス ロベニア、スロバキア、フィンランド、 スウェーデン、英国)
- 総人口:5億1181万人(2017年) (日本の約4倍)

<経緯>

2013年 3月 交渉開始決定 2018年 2月 合意

2018年 7月 署名

- <最近EUとの間で同様の協定を署 名又は締結した国>
- 豪州(2017年8月署名、未発効)
- カナダ(2016年10月署名、未発効)
- ニュージーランド(2016年10月署名、 未発効)
- フィリピン(2018年3月発効)
- モンゴル(2017年11月発効)
- ・ベトナム(2016年10月発効)
- 韓国(2014年6月発効)
- インドネシア(2014年5月発効)